

教育の自由化論争と文部省の政策（二完）  
——公共サービスにおける利用者の選択

目次

はじめに

第一章 教育の自由化論争（以上、第一七八号）

第二章 文部省の政策

一 概観

二 高校・大学——積極的多様化と選抜の誘導

三 小学校・中学校——準市場の拡大

第三章 日本の教育学における学校選択論

一 はじめに

二 黒崎勲と佐貫浩・藤田英典の論争

三 考察

おわりに（以上、本号）

児山 正史

## 第二章 文部省の政策

前章では、教育の自由化論争を分析し、教育の準市場に関する二つの構想、すなわち、自由化論（多様性の容認と選抜の規制緩和）と西尾幹二の議論（選抜の規制による利用者構成の平準化）について考察した。本章では、文部省の政策を分析し、第三の構想（積極的多样化と選抜の誘導）について考察した上で、付随的に、教育の準市場の拡大の動きを示す。以下では、まず、中央教育審議会の答申類を概観し、次に、文部省の第三の構想と準市場の拡大の動きについて検討する。

### 一 概観

本項では、中央教育審議会の答申を概観し、近年の文部省の基本政策が学校教育の多様化と縮小であることを示す。このうち、本稿の注目する準市場のあり方（「いかなる準市場か」）に関わるのは前者である。

#### 1 中央教育審議会

中央教育審議会（中教審）は、教育に関する中心的な審議会であり、他の教育関連の審議会と同様に、その答申には文部省の意向が強く反映している。中教審は、第一期（一九五三年発足）から第十六期（一九九七年発足）まで、三〇回以上にわたって答申を提出した。以下では、そのうち一九八〇年代以降に出されたものを取り上げて、近年の文部省の基本政策の流れを追う。

一九八〇年代以降の中教審の答申類は、学校教育の多様化（教育内容・教育制度・入学者選抜の多様化）に関するもの、学校教育の縮小（例、生涯学習、学校週五日制）に関するもの、その他（時々の事件等に対応したもの）、に大別することができる。

まず、学校教育の多様化については、近年の改革の具体案は一九八三年の教育内容等小委員会「審議経過報告」（中央教育審議会（一九八三b））では出尽くし、その後の答申類にも引き継がれている。高校については一九九〇年の学校制度に関する小委員会「審議経過報告」（同（一九九〇b））と九一年の「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」（同（一九九一）I・II）、高校・大学の入学者選抜と中高一貫教育については九七年の「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」（同（一九九七））などである。

次に、学校教育の縮小については、一九八一年の「生涯学習の基盤整備について（答申）」（同（一九八二））で生涯学習の課題と基本的な施策の方向を示した後、九〇年の「生涯学習の基盤整備について（答申）」（同（一九九〇a））で生涯学習の基盤整備に関する大部分の事項について答申を終え、同年の生涯学習に関する小委員会「審議経過報告（その2）」（同（一九九〇c））と九一年の「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）」（同（一九九一）III）で残された事項を扱った。さらに、一九九六年の「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」（同（一九九六））は、学校のスリム化や完全学校週五日制の実施などを提言している。

最後に、その他の答申としては、第二臨調の行財政改革の圧力に対抗して教科書無償制度を擁護した一九八三年の「教科書の在り方について（答申）」（同（一九八三a））、神戸の中学生による児童連続殺傷事件や少年によるナイフを使った刺傷・刺殺事件の続発を背景に「心の教育」を訴える九八年の「新しい時代を拓く心を育てるために（答申）」（同（一九九八a））、地方分権・規制緩和を基本とする行政改革と並行して教育行政の地方分権や学校の裁量の

拡大などを提言する九八年の「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（同（一九九八b））、などがある。

## 2 答申

次に、学校教育の多様化と縮小に関する中教審の答申類の内容を概観する。

### (1) 学校教育の多様化

ここでは、一九八三年の審議経過報告を材料に教育内容・制度と入学者選抜の多様化を、九一年の答申を材料に多様化における行政の積極的な役割を例証する。

一九八三年の審議経過報告は、学校教育をめぐる諸問題として学校教育の画一性・硬直性や受験競争の過熱などを挙げ、それぞれの解決策として学校教育（内容・制度）の多様化・弾力化と入学者選抜の多様化を提示する。

まず、学校教育が画一的で硬直に過ぎ、このままでは社会の変化や子どもの実態に十分に対応できないのではないかという指摘は重要であると認める。ここで子どもの実態とは、子どもの心身の発達が早まり、かつ多様化の傾向を強めていることである。そして、このような観点から、今後、学校教育の多様化・弾力化を進める必要があるとする。（中央教育審議会（一九八三b）Ⅱ／2）

具体的には以下のような改革を提言する。まず、小学校については、教育内容を一層基礎的・基本的なものに精選すること、一斉指導だけでなくグループ指導・個別指導を取り入れた指導方法の開発、多様な評価の在り方の検討などである。中学校については、教育内容の精選、多様な指導方法、多様な評価の他に、選択教科の種類や授業時数の拡大の検討を求めている。そして、高校については次のような多彩な提言をしている。すなわち、科目選択

の多様化、学科の見直し(普通科への職業科目の取り入れによる教育内容の多様化、従来の学科の枠にとらわれぬ斬新な専門学科、学科間の流動化)、弾力的な履修形態を取りうる単位制の長所の活用、教育機会の多様化のための学校間の単位互換の推進、専修学校等における学習成果を適正に評価する方法についての検討、などである(同前Ⅳ/1・2)。さらに、従来、教育内容の多様化・弾力化が進められてきたが、今後は制度の弾力化の必要があると述べて、例えば、新しいタイプの高校の設置、公立中学校・高校を接続した学校の設置などについて検討する必要があるとしている(同前Ⅴ)。

次に、受験競争の過熱状況を鎮め、正常な状態に引き戻すために、入学者選抜の多様化が必要であるとする。受験に際して知識や記憶力のみが重視されると、受験のための特別な学習が必要になり、学校教育が単なる知識の伝達に偏りがちになったり、学習塾や受験産業の繁盛を招いて「点数による学校の序列化」を進行させ、その結果、各学校の特色が希薄になるおそれがあると述べる。そして、学校の特色に応じて選抜方法を多様化することが必要であり、これによって、知識や記憶力に偏らない評価が行われ、事態の改善が進むことが期待されるとする(同前Ⅱ/2)。具体的には、生徒の能力・適性・進路・希望に即し、かつ各高校の特色に応じた多様な選抜方法の開発という視点から、学力検査の改善や、調査書を含めた総合的な能力の判定(例、推薦入学の普通科への拡大)を行い、中学校教育に過度の重圧とならないよう検討するということである。(同前Ⅳ/2)

なお、受験競争の過熱の一因として、学歴偏重や有名校志向の社会的風潮が挙げられるとした上で、最近では、企業の中に个性的で多様な人材を求める動きが活発化していると言われている、とも述べる(同前Ⅱ/2)。

次に、一九九一年の答申は、高校改革を実現するための国・都道府県の行財政上の支援措置について、「个性的なものを創出する積極的な行政への転換」という基本的な考え方を提示する。それによると、これまでの行政は、

量的拡大への対応に追われていたため、行財政上の支援措置も、全国的な一律の法令・基準に基づき、平等に重きを置いて行われる面が強かった。しかし、改革のためには、全国的な教育水準を維持するだけでなく、それぞれの高校が個性的なものを創出することを促進するという観点から、積極的な行政を進めることが必要である。例えば、改革のヴィジョンを示し、その方向性に沿った各高校の自主的な取組みを促進するために、これに必要な教育条件面での重点的・効果的な支援措置を用意するなどである。(同(一九九二)Ⅱ／一／五)

以上のような内容は、学校教育の多様化に関する他の答申類(同(一九九〇)Ⅰ、一九九七)にも共通している。これらは次のようにまとめることができる。まず、社会の変化や子どもの実態に対応するために、教育の内容・制度を多様化する必要がある。そして、学校の特色に応じて入学者選抜も多様化し、これによって受験競争も緩和する。これらの多様化を支援するために、行政は重点的な資源配分などの積極的な役割を果たす。学歴偏重や有名校志向の社会的風潮は根強いが、子どもの実態の多様化や多様な人材を求める動きなども存在する。

学校教育の多様化については、次項で、高校・大学に関する専門の審議会の答申類を材料に、より具体的に説明する。その前に、文部省のもう一つの基本政策である学校教育の縮小についても、中教審の答申類を材料に概観しておく。

## (2) 学校教育の縮小

ここでは、一九八一年の答申と九六年の第一次答申を取り上げ、学校教育の縮小という方向を例証する。

一九八一年の答申は、生涯学習を、各人が自発的意思に基づいて行い、自己に適した手段・方法を自ら選び、生涯を通じて行う学習であるとした上で、それを助けるための生涯教育を「教育制度全体がその上に打ち立てられる

べき基本的な理念である」と位置づける。そして、「従来ともすれば学校教育に過大な期待が寄せられてきた」と述べ、学校教育と社会教育との連携・協力を提唱する(同(一九八二)一/一・三/三/四)。つまり、生涯教育を重視し、学校教育の役割を相対化するという意味で、学校教育の(相対的な)縮小を主張していると言える<sup>(1)</sup>。

さらに、一九九六年の第一次答申は、学校教育の絶対的な縮小を主張している。答申はまず、「我々は、今後における教育の在り方として、『ゆとり』の中で子供たちに『生きる力』をはぐくんていくことが基本であると考えた」と述べる。「生きる力」とは、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である」。そして、「生きる力」は、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、社会全体ではぐくんていくものであるとして、学校・家庭・地域社会における教育のバランスを改善するという観点から、学校のスリム化や完全学校週五日制<sup>(2)</sup>の実施を提言する。(同(一九九六)はじめに/二・一/三・二/四・二/五/二)

以上のような学校教育の縮小に対しては、家庭環境の違いによる教育格差が拡大するという批判があり、このような批判は教育の準市場を拡大する契機となりうる。この点については第三項で述べる。

注

- (1) この答申以前にも、中教審以外の審議会では、学校教育の相対化という方向が示されていた。例えば、社会教育審議会の一九七一年の答申は、教育要求の多様化と高度化に対処するため、生涯教育という観点に立って教育全体の立場から配慮する必要があると述べる。そして、生涯教育は家庭教育・学校教育・社会教育の三者を有機的に統合することを要求しているが、生涯にわたる多様な教育的課題に対処するためには、一定期間に限定された学校教育だけでは不十分であり、特に社会教育が果

たすべき役割はきわめて大きいとする。(社会教育審議会(一九七二)二/1・(2))

(2) 学校週五日制にはさまざまな理由づけがなされてきた。この第一次答申は、「生きる力」を育むという教育目的を掲げて学校教育の絶対的な縮小を主張しており、その後の答申類もこれを継承しているが(教育課程審議会(一九九八)I 1 (1))、以前は、社会における週休二日制の普及を挙げるものや、学校教育の量的・質的な水準の維持を前提とするものなどもあった(臨時教育審議会(一九八六)2/1/2、教育課程審議会(一九八七)I/3、社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議(一九九二)2)。

## 二 高校・大学——積極的多様化と選抜の誘導

本項では、高校・大学に関する専門の審議会の答申類を分析し、準市場のあり方に関する文部省の政策について考察する。まず、高校と大学のそれぞれについて、審議会とその答申類を概観した上で、その内容を本稿の枠組に従って整理する。次に、文部省の構想を要約し、実証的に明らかにすべき論点を挙げる。

### 1 高校

高校改革に関する専門の審議会としては、一九九一年に発足した「高等学校教育の改革に関する会議」(以下、高校改革会議)<sup>(1)</sup>がある。高校改革会議は、学科制度や教育内容・方法について検討する「教育部会」と、入学者選抜について検討する「入試部会」を設置し、一九九二年から九三年にかけて合計四本の報告を提出した。学科制度や教育内容・方法については第一次報告(高校改革会議(一九九二a))とそれを補足する第四次報告(同(一九九三



b) が、入学者選抜については第二次報告（中間まとめ）（同（一九九二b））とそれを補足する第三次報告（同（一九九二a））が、それぞれ扱った。以下では、「競争」については第一・四次報告を、「資源」については第二・三次報告を材料とする。

### (1) 競争

高校改革会議の第一次報告は、今後の高校教育のあり方について、「生徒や社会の変化に柔軟に対応し、選択機会の拡大などにより、生徒の個性の伸長を図る方向が要請されている」と述べる（同（一九九二a）はじめに）。そして、総合学科、単位制高校、学校間連携、専修学校における学習成果の単位認定などを提言する。

このうち、本稿の課題に関連するのは総合学科である。報告は、総合学科の設置の趣旨を次のように説明する。普通科と職業学科に区分された現行の学科制度は、普通科は進学、職業学科は就職という固定的な考え方に結びつきやすく、学校間の序列化、偏差値偏重の進路指導などの問題を生じさせる一因になっている。このような観点から、新たな発想に立つ学科を設置し、学科制度の多元化を図ることが必要である。新学科（総合学科）は、従来の普通科および職業学科という枠にとらわれず、学校が幅広く総合的に選択科目群を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択による学習が可能となるような学科である。（同前I / 1・2）

第一次報告によると、総合学科の特色の一つは、生徒の多面的な能力を伸ばし、それを評価しようとするところにあるので、偏差値を尺度とする高校間の序列意識を打破する契機となることが期待される（同前I / 3）。また、第四次報告によると、総合学科が普通科・職業学科における改革の努力をさらに促進し、高校教育が全体として多様な生徒の持つ多様な能力・適性等に対応できるようになれば、学歴社会の弊害の除去や過度の受験競争の緩和に

もつながり、その意味でも総合学科が今後の高校教育改革のバイオニア的役割を果たすことが期待される（同〔一九九三b〕Ⅱ／3／③）。

そして、総合学科の教育条件については、教員の定数配置等の面での特段の配慮や、施設・設備の整備に当たつての所要の配慮をする必要があるとしている。（同〔一九九二a〕Ⅰ／6）

以上のように、生徒の選択の幅を拡大するために、また、偏差値に基づく高校間の序列意識を打破するために、総合学科という新学科を設置し、そこに教員や施設・設備面での特別な配慮を行うことが提言されている。

## (2) 資 源

高校改革会議の第二・三次報告は、過度の受験競争が生徒の心身の健康に悪影響を及ぼしたり、様々な社会体験や生活体験の不足が人間形成に悪影響を及ぼしたり、偏差値に依存した進路指導が高校への不本意入学者を生み、学校不適応や中退者を増加させる一因となっていると述べる。また、このような問題点の背景には、日本社会における学歴・学校歴の社会的評価や国民の意識などの社会的要因があるが、同時に、中学・高校教育の状況や入学者選抜の在り方にも改善すべき課題があると述べる。但し、高校の入学者選抜の改善は主として都道府県の教育委員会・関係部局や各学校の努力に期待することが大きく、高校改革会議は、各都道府県において入学者選抜の改善を検討する際の参考に資するべき基本的な方向を全国的な見地から提示しようとするものであると述べる。（同〔一九九三a〕はじめに／2）

その上で、報告は、入学者選抜の改善方策として、多様な選抜方法の実施を提言する。高校教育が各学校・学科・コースごとに個性を持ち、特色を発揮していくためには、高校入学者選抜の在り方も各学校・学科等ごとの特色に

応じて多様であることが望まれる。また、このことにより、偏差値による学校間の序列付けの是正が期待されるとともに、生徒が自己の個性に応じた学校選択を行うことを促進することも期待されると述べる。(同前3 / (1) / イ)

具体的には、各学校・学科等あるいは定員の一部分ごとに、学力検査の実施教科や教科ごとの配点を変えたり、調査書と学力検査の成績の比重の置き方を変えたり、調査書の中の重視する部分を変えたりすることなどを挙げる。(同前3 / (1) / エ)

なお、入学者選抜の改善を図るためには、選抜方法そのものだけでなく中学・高校教育全体を視野に入れた総合的な改善方を検討する必要があるとしている。すなわち、高校における特色のある教育の展開、それに応じた多様な多様な選抜方法の工夫、中学校における個に応じた適切な学習指導・進路指導の三者が、有機的に結び付き実施されることにより、偏差値偏重の受験競争の是正に向けた効果が発揮されるとする。(同前2 / (1))

以上のように、高校教育の多様化のために、また、偏差値に基づく学校間の序列づけの是正のために、入学者選抜の多様化の方向が示されている。但し、入学者選抜の多様化は、受験競争を緩和するための切り札ではなく、総合的な対策の中の一つとして位置づけられている。また、公立高校の主な設置者が都道府県であることを考慮して、報告の示した方向が「参考」であることも付言されている。

## 2 大学

大学に関する専門の審議会としては、一九八七年に大学審議会が設置され、九八年一〇月までに二〇本の答申を提出した。そのうち、最も基本的なものは一九九一年の「大学教育の改善について(答申)」(大学審議会(一九九一a))であり、その基調は最近の答申(同(一九九八))にまで引き継がれている。この間、高等教育の長期計画に関

する答申が一九九一年と九七年に出され（同（一九九一b、一九九七））、入試については九三年に「大学入試の改善に関する審議のまとめ（報告）」（同（一九九三））が提出された。その他、大学の教育内容・学内運営・教員などの各論を扱ったものや、大学以外的高等教育機関（大学院、短大、高専）に関するものなどもある。

以下では、「競争」については一九九一年の「大学教育の改善について」と同年の「平成五年度以降の高等教育の計画的整備について（答申）」を、「資源」については九三年の報告を材料とする。

### (1) 競争

一九九一年の「大学教育の改善について」は、大学教育改善の方策を次のように掲げる。「各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある。また、財政上の措置に格段の努力を払う必要がある。」（大学審議会（一九九一a）I／三三）

このうち、大学設置基準の大綱化については、教育内容・方法（開設授業科目、卒業要件、授業の日数・学生数、学士の種類）、組織・編成（学部・学部内組織、教員数、校地面積、図書）、学習機会（履修形態）などについて、基準の簡素化・弾力化を提言している。（同前II／二）

また、財政措置については、一九九一年の「平成五年度以降の高等教育の計画的整備について」が比較的詳細に述べている。それによると、国は、各高等教育機関の自由で多様な発展に向けての取組みを奨励支援する観点から、公財政支出の一層の充実により基盤的整備を図り、その際、必要に応じ重点配分を行うなど、適切な財政上の措置を講ずる必要がある。（同（一九九一b）II／二二）

以上のように、大学の多様化を進めるために、規制緩和とともに予算の重点配分が提言されている。

(2) 資源

大学の入学者選抜については、一九九三年の報告が以下のように述べている。

まず、大学入学者選抜をめぐる問題点として、学歴偏重や有名校偏重の社会的風潮が依然として根強いことや、高校の進路指導・生徒の進路選択が模擬試験等の成績やその偏差値による合格可能性に過度に依存して行われる傾向があり、その結果、不本意入学や大学の序列化、受験競争の激化等の問題を生じていることなどを挙げる。(同一九九三) I / 2 / (2)・(3)

そして、大学入学者選抜の改善の基本的な方向を次のように示す。各大学は、それぞれの教育理念や目的を十分に反映させた入学者選抜を実施すべきである。そのためには、評価尺度を多元化・複数化し、受験生の能力・適性等を多面的に判定することが不可欠である。このことは、学力検査の成績のみを重視する過度の受験競争を緩和するのみならず、大学改革の基本的な方向である大学の個性化・多様化や、教育研究の高度化・活性化にも資するものである。(同前 I / 3 / (3)・(4))

但し、過度の受験競争を緩和するためには、大学入学者選抜そのものの改善と併せて、特色ある教育の充実等による大学の個性化・多様化、高校における進路指導の改善充実、受験生や保護者の意識改革、企業等における採用の改善など、学歴偏重や有名校偏重の社会的風潮を是正するための多角的な努力を、総合的、継続的に行う必要があるとしている。(同前 I / 3 / (9))

また、入学者選抜の多様化の一つである推薦入学については、一九九三年度に九割を超える大学で実施されるよ

うになったものの、次のような憂慮すべき状況が見られると指摘する。すなわち、一部の大学においては、推薦入学が一般選抜に先立って実施される点を利用して、非常に早い時期に、一般選抜と同程度の学力検査を課し、入学定員の大半を推薦入学者で占めるなど、単により多くの学生を早期に確保するための手段として利用されつつあるという状況である。その上で、推薦入学における学力検査の免除の徹底、実施時期の制限、推薦入学者の割合の上限設定などを提言している。(同前Ⅱ/3)

なお、西尾幹二が中教審で提言した「一高校から一大学への入学者数の制限」については、「公平の原則からみて、慎重に検討する必要がある」と先送りしている。(同前Ⅱ/2/⑥)

以上のように、大学の多様化や受験競争の緩和のために、入学者選抜を多様化することが提言されている。高校と比較すると、国立大学の設置者が国であることを反映してか、「すべきである」「不可欠である」などの強い表現が用いられている。但し、高校と同様に、入学者選抜の多様化は、受験競争の緩和の切り札ではなく、総合的な対策の一つとして位置づけられている。また、入学者選抜の多様化(推薦入学)がかえって学力による選抜を強化するという状況も指摘され、追加的な対応策が提言されている。

### 3 まとめ

以上、高校・大学に関する専門の審議会の答申類を分析してきた。最後に、先に検討した中教審の答申類と併せて、準市場のあり方に関する文部省の構想を要約し、実証的に明らかにすべき論点を挙げる。

まず、文部省の構想は以下のようにまとめることができる。

第一に、「競争」については、社会の変化や生徒の実態に対応するために、また、学校間の序列意識を打破する

ために、学校の多様化の方向が示されている。そして、学校の多様化は、規制緩和によって多様性を容認するだけでなく、予算の重点配分などの行政の積極的な役割によっても進められる。本稿の用語で言えば「積極的多様化」という対応策である。その前提となるニーズの認識については、学歴偏重や有名校偏重などの画一的な風潮が依然として根強いものの、求められる人材や生徒の実態などの点で多様化への傾向も見られるとしている。

第二に、「資源」については、学校の多様化のために、また、受験競争の緩和のために、入学者選抜の多様化が提言されている。そして、そのための手段としては、選抜に対する規制を緩和して各学校の自由に任せるのではなく、逆に規制を強化して各学校に特定の選抜方法を命令・禁止するのではなく、予算の重点配分（補助）を示唆しながら多様化の方向へ誘導するという方法がとられている。つまり、「選抜の誘導」とでも言うべき対応策である。この対応策は、選抜の規制と同様に、（ペーパーテストで測定される）学力に基づく「いいとこ取り」を防止して、学力の高い生徒の選抜の実現を容易にするとともに、学力という資源を獲得するための努力（受験勉強）に伴う不自由感を緩和するという効果を持ちうる。なお、選抜の際に学力を考慮しないことは、（生徒の学力で決まる）学校間の序列の緩和につながりうるが、この効果は審議会の答申類では明示されていない。

以上をまとめると、進市場のあり方に関する文部省の構想は、「積極的多様化と選抜の誘導」として特徴づけることができる。

次に、この構想に関連して、実証的に明らかにすべき論点は以下のようなものである。

第一に、積極的多様化については、それが実際にどのくらい学校間の序列を相対化し、格差を縮小することができるか、また、その前提となる利用者のニーズはどのくらい多様化しているかということである。特に、西尾幹二が示唆していたように、利用者構成の平準化が先行しなければ、積極的多様化も序列化の中に吞み込まれ、多様化

された学校も偏差値に基づく既存の序列の中に位置づけられてしまふ可能性もある。

第二に、選抜の誘導については、それが入学者選抜の多様化（学力以外による選抜）をどのくらい実現するかということがある。入学者選抜の多様化を実施した学校は学力の高い生徒を失うおそれがあるので、学校の評価が依然として生徒の学力で決まるとすれば、学校は選抜の多様化に消極的になるであろう。従って、よほど大きな報酬を示さない限り、学校は選抜を多様化しないかもしれない。逆に、大学の推薦入学で見られたように、表面的には選抜の多様化を行いながら、実際には学力による選抜を維持・強化するという行動も生じうる。

## 注

(1) 高校改革に関する専門の審議会の先駆は、一九七五年に設置された都道府県教育長協議会のプロジェクト・チームである。

この協議会は、六種類の「新しいタイプの高校」（単位制高校、集合型選択制高校、全寮制高校、単位制職業科高校、六年制高校、地域に開かれた高校）を提言し（都道府県教育長協議会（一九七八）一〇二）、一九八〇年代以降、その一部が実施に移されたり、中教審の答申や高校改革会議の報告に継承されたりしている。

(2) 「積極的多様化」という対応策は、評価の低い供給者に政府が補助を与えて多様化を促進するという積極的な対応策である。

(3) この対応策は本稿で新たに付け加えたものである。前稿（見山（一九九九））で構築した分析枠組は、次稿以降で行う実証研究に必要な限りのものであるが、「選抜の誘導」という対応策は、都道府県で実施される際に「選抜の規制緩和」に姿を変えたため、日本の高校に関する実証研究の素材とすることができなかった。



### 三 小学校・中学校——準市場の拡大

日本の教育の準市場は、従来、高校・大学のレベルに限定されていたが、近年、小中学校のレベルにも導入する動きがある。本項では、このような動きとして、学校教育の縮小に伴う学校外活動の充実と、小中学校の通学区域の弾力化を取り上げる。但し、本稿は準市場の範囲（準市場か否か）よりもそのあり方（いかなる準市場か）に注目するので、これらの検討は付随的なものである。

#### 1 学校外活動の充実

先述のように、文部省の基本政策の一つは、学校教育を（相対的・絶対的に）縮小するというものであった。このような政策に対しては、家庭環境の違いによる教育格差が拡大するという批判がある。例えば、一九九六年の教審の第一次答申は、このような批判を意識して、「完全学校週五日制の実施に当たって特に留意すべき事項」として次のようなものを挙げる。一つは、「学校外活動の充実と家庭や地域社会の教育力の充実」であり、特に、幼稚園や小学校低学年で土曜日に保護者が家庭にいない子供などが安心して過ごせるよう、特段の配慮（学校外活動の場や機会、指導者の確保等）が必要であるとしている。もう一つは、塾通いが増加するのではないかと懸念であるが、これについては、「子供を塾に通わせるかどうかは、もとより、それぞれの家庭が決めることである」としてしている。（中央教育審議会「一九九六」2/5/二）

学校週五日制に伴う学校外活動の充実については、一九八八年に発足した「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」が、九二年の「審議のまとめ」において次のような提言を行った。まず、休日の拡大等に伴い、家

庭・地域など学校外での生活における子供の活動基盤の強化を図ることや、自由に選択できる多様な活動の場・機会の充実を図ることを基本方向とする。そして、子供の興味・関心の個性化・多様化に対応するために、公共部門はもとより民間事業者も含めた学校外活動関連の事業・施設の振興と相互連携を促進し、多様な学校外活動の場や機会の総合的な充実を推進する必要がある。(青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議(一九九二)前文・三／三)

以上のように、学校週五日制などの学校教育の縮小に伴い、特に家庭環境の違いによる教育格差の拡大を懸念して、学校外活動の場を充実し、そこでは子供の自由な選択を尊重することを提言している。本稿が注目する準市場という供給方式は、少なくとも家庭の経済状況による教育格差を緩和し、同時に利用者の選択を認めるものなので、上記のような理念を現実化するための重要な選択肢の一つであると言える。但し、現在のところ、学校教育の外部での準市場の拡大(例、クーポン制)を提言するような審議会の答申類は見られず、これは潜在的な可能性にとどまっている。

## 2 通学区域の弾力化

次に、学校教育の内部において、小中学校の通学区域の弾力化という形で、準市場が拡大しつつあることを示す。教育の自由化論争の焦点は小中学校の選択の自由化であったが、臨教審の一九八七年の第三次答申と第四次答申は、現行の市町村教育委員会の学校指定の権限を維持しつつ、保護者の希望を生かすための工夫を行う方向で改革を進めることを提言した。具体的には、学校選択の機会を漸進的に拡大していくために、調整区域の設定の拡大、学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用、親の意向の事前聴取・不服申立ての仕組みの整備など、多様な方法を工夫すべきであるとしている(臨時教育審議会(一九八七a)2／6、(一九八七b)3／4／7)。

また、一九九四年に設置されたいじめ問題に関する会議は、九六年の「報告」の中で、児童生徒がいじめを受けている場合には、「転校」を認める措置を講じる必要があると述べる。（児童生徒の問題行動に関する調査研究協力者会議（一九九六）Ⅱ／2／(4)）

さらに、一九九四年に設置された行政改革委員会は、九六年の意見（第2次）の中で、学校選択の弾力化について次のように述べる。一九八七年の臨教審の答申や、それを踏まえた文部省の通知の後も、学校選択の弾力化はほとんど進んでいない。政府は、一九八七年の文部省の通知について市町村教育委員会の取組等をフォローアップする必要があり、また、市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知をすることにより、市町村教育委員会が学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう、指導すべきである。（行政改革委員会（一九九六）分野別各論／11／(1)）

これをうけて、文部省は、一九九七年の「教育改革プログラム」に「通学区域の弾力化」という項目を設け、「公立・中学校の通学区域の弾力化に向けて、各市町村において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫が平成9年から積極的に行われるよう、通学区域の弾力化に関する事例等ととりまとめ情報提供することなどにより取組を促進する」とした（文部省（一九九七a）1／(2)）。また、その直後に、都道府県教育委員会に対して「通学区域の弾力的運用について（通知）」を出し、市町村教育委員会に次のような事項を周知徹底するよう伝えた。一つ目は、行政改革委員会の意見（第2次）の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことである。二つ目は、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的・身体的な理由やいじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認める時は、保護者の申立てによって認めることができることである（同

(一九九七b) 1・2)。なお、同年、文部省は通学区制度の運用事例をまとめた事例集(同(一九九七c))を刊行した。

以上のように、従来は高校・大学のレベルに限られていた教育の準市場が、小中学校のレベルにまで拡大しつつある。ちなみに、教育以外の分野でも、保育や福祉の領域において、措置制度から契約方式への転換などの準市場の拡大の動きが見られる。教育の分野に大規模に存在する準市場を研究することは、これからも重要な意義を持つと言える。

#### 注

(1) 例えば、(生涯学習審議会(一九九二、一九九六、一九九八)、教育行政機関と民間教育事業との連携方策に関する調査研究協力者会議(一九九八))などを参照。

### 第三章 日本の教育学における学校選択論

#### 一 はじめに

第一章と第二章では、教育の自由化論争と文部省の政策を分析して、教育の準市場のあり方に関する三つの構想を引き出し、それをめぐる論点を挙げた。本章では、日本の教育学における学校選択論を検討し、これらの論点が

十分に扱われていないことを示す。

但し、当然のことながら、教育学と行政学という異なる学問分野の研究は、異なる問題関心や課題を持っている。例えば、教育学者は「教育の質」の改善という観点から学校選択を評価するが、筆者はさしあたり利用者の「自由」や「選択」そのものに関心を持ち、それを実現するための条件を探究する。

しかし、教育学の学校選択論と筆者の研究が全く無関係だというわけでもない。特に、学校選択が学校間の序列化や受験競争の激化を招くのではないかという論点は、日本の教育学においてもたびたび提起されてきた。この論点は、利用者の選択や自由という観点からも重要であり、その限りで、教育学者と筆者は関心や課題を共有することが出来る。そこで、本章では、学校間序列と受験競争という論点を中心に、日本の教育学の学校選択論を検討する。

具体的には、日本の教育学における学校選択論の第一人者である黒崎勲の議論を中心に扱う。黒崎は、一九八〇年代中頃に教育の自由化論が現れた時から、教育学の主流に反して、学校選択の積極的な意義を主張していた（黒崎（一九八四、一九八五））。その後、アメリカの学校選択に関する理論的・実証的な研究を進め（同（一九八九）<sup>8</sup>、（一九九二、一九九三、一九九四a）、九四年にはそれらを著書にまとめている（同（一九九四b））。また、一九八〇年代中頃には『教育』（第四四三、四五二号）誌上において佐貫浩との間で、九〇年代後半には『教育学年報』（5、6）誌上において藤田英典との間で、学校選択をめぐる論争を行った（同（一九八四、一九八五、一九九六、一九九七）、佐貫（一九八四、一九八五）、藤田（一九九六、一九九七））。

以下では、まず、黒崎の学校選択論の骨格を示した上で、佐貫・藤田による批判と黒崎の反論を整理する。次に、日本の教育学の学校選択論を評価し、筆者の一連の研究の課題と視角を明らかにする。（なお、本稿では敬称を省

略している。)

## 二 黒崎勲と佐貫浩・藤田英典の論争

### 1 黒崎勲の学校選択論

黒崎は、一方で、教育学の主流である「私事の組織化論」を批判して学校選択の積極的な意義を主張し、他方で、フリードマンや教育の自由化論などの「市場原理」による学校選択から自らを区別して「抑制と均衡の原理」による学校選択を対置する。

まず、「私事の組織化論」とは、学校教育のあり方をめぐる父母と教職員との共同の学習・討論を各学校・校区につくり出し、両者の合意にもとづく学校の創造・再生を発動させていくという主張である(佐貫(一九八五二四))。これに対して、黒崎は、教育の創造の対等な主体と云ってみても、教育を実際に行う時には教師に圧倒的な力が与えられるに違いないので、親と教師を教育の創造の主体として位置づけるといふ提唱は、多くの親には、美しい言葉ではあっても、結局、教師に従属した位置を与えるにすぎないものとしてイメージされるのではないかと批判する(黒崎(一九八五)四六)。

また、「市場原理」による学校選択論に対しては、「競争が学校を改善し、悪い学校を倒産させるなどというパウチャー論者の前では、私は身が縮んでしまう」という学校選択の推進者の言葉を引用し、学校選択の理念を市場の競争原理による教育改革と単純化して理解することをやめる必要があるとする。(同(一九九四b)七四)

黒崎の提唱する「抑制と均衡の原理」による学校選択とは次のようなものである。学校選択の理念が市場の論理

の姿を借りて教育制度に導き入れるものは、専門家の指導性と民衆統制のダイナミズムである(同(一九九二)五六)。  
 高度に分業化が進んだ現代社会では、専門家の役割の重要性とともに、その専門的活動を一般公衆に責任を持つものとする方法の探究が切実な課題となっている。これは教育だけの問題ではなく、軍事技術から医療行為などといった生活のほとんどあらゆる領域に及んでおり、また、こうした事態についてはアメリカと日本とでほとんど違はない。選択の自由は、そうした専門的活動の責任を問う方法の一つであり、学校選択の自由を親に保障するということは、教師の専門的自由を認めるための前提条件である。家庭と学校との間の力のバランスが著しく学校寄りのもものになっている現行の公立学校制度の中で、専門家が教育の自由を強調することは、専門家の専制に親や生徒を従属させようとするものとなる。こうした個々の教師の専制の危険を教育委員会が直接に統制すれば公立学校が硬直化し、親の直接の参加によって教育活動を統制すれば教育の専門的自由を脅かす恐れがあるならば、学校選択の理念は専門的自由を強調するための最も有力な提案といえることができる(同(一九九四b)八一)。

黒崎が「抑制と均衡の原理」による学校選択の実例として挙げるのは、ニューヨーク市イーストハーレム(第四コミュニティ学区)の学校選択制度である。それは一言でいえば、「公立学校の専門職に対して革新的で優れた教育活動のプログラムを企画する自由を与えること、そしてこの革新的教育活動を追求するために、親に子どもが通学する学校を選択する権利を与えること」と定義される。それは具体的には次のような制度である。学区の中学校を二四のミニスクールに分け、中学校一年生の時点で父母に学校選択の自由を与える。ミニスクールとは、独自の教育理念をそれぞれ掲げて、教職員がチームを組んで行う教育プログラムである。ミニスクールは、いずれも学区教育委員会によって慎重に選考され、一つ一つ作られていった。教職員は身分保証を与えられておらず、うまくいかない場合は責任を問われ、場合によっては廃止されることもある。親はミニスクールと通常の中学校の中から順

位をつけて申し込み、親の申請に対して各学校は独自の基準で入学者を決定する。多くの学校では、選抜は、学校の成績と記録、面接、本人の興味関心に基づくとされているが、エリート進学校にあたる学校では、その他に入学試験の結果によるとしている。(同前一〇〇―三)

このようなイーストハーレムの学校選択制度をモデルに、黒崎は、日本の公立学校制度の新たな仕組みとして次のようなものを提案する。公立学校に働く教育専門家の中から実験的に独創的な教育のビジョンの発議を求め、適切な教育プランであると教育委員会が判断したものについて、これをミニスクールとして実施することを認める。発案者がミニスクールのリーダーとなり、教職員を募ってチームを作る。ミニスクールへの就学は家庭の自由な選択であり、子どもと親とは、その地域にあるこれまでのタイプの公立学校へ就学するか、選択可能なミニスクールの中のいずれかへ就学するか自由な機会を保障される。(同〔一九九七〕四〇五)

## 2 黒崎勲の学校選択論をめぐる論争

以上のような黒崎の学校選択論に対しては、一九八〇年代中頃に佐貫浩が、九〇年代後半に藤田英典が批判を加え、黒崎もこれに対して反論を提示した。以下では、学校間序列と受験競争という論点に絞って、これらの論争を整理する。

### (1) 佐貫浩との論争

佐貫は、一九八〇年代中頃には「私事の組織化論」の立場から黒崎の学校選択論を批判していたが(佐貫〔一九八五〕二二・二四)、黒崎の反論を受けて(黒崎〔一九八四〕一七、〔一九八五〕四六)見解を修正し、九二年の研究会で



は「選択概念そのもののもつ可能性や理論課題性を浮かび上がらせることができなかつたこと」を自らの研究の弱点として反省したということである（同〔一九九四b〕一八五）。

その上で、佐貫は新たに、「選択が価値の多様な選択ではなく学力偏差値という画一的価値を争奪しあうものと機能する現実をどう転換するか」という具体的な検討課題を黒崎に突き付けたとされる（同前一八五）。この論点は、佐貫が一九八〇年代中頃から指摘していたものである（佐貫〔一九八四〕五〇、〔一九八五〕一九）。

黒崎は、学校選択の理念が「画一的価値を争奪しあう」私的生存競争を引き起こすという懸念に対して、学校選択の理念を市場原理の導入を目指すものと抑制と均衡の原理の導入を目指すものとに区別することが重要な意味を持つと述べる。黒崎はイーストハレームの実例に依拠して次のように述べる。抑制と均衡の原理の導入としての学校選択においては、選択の対象となる学校は一つひとつ増加していく。こうした学校選択のプロセスは、選択が一次的価値の争奪をめぐる競争に転化する危険を最小限のものとする。さらに、抑制と均衡の原理による学校選択制度においては、そうした危険を避けるための教育委員会の指導性もまた期待できる。イーストハレームにおける選択による最初の学校は、通常の学校では学習に困難を感じる子どものための特別な教育活動を行うことを目的に掲げたものであり、次の学校も自由主義的・進歩主義の理念に基づく教育活動を標榜するものであった。これらはいずれも一般的な競争の対象とはならないような教育の理念・活動である。ここでは、選択による学校を競争の対象とすることを避けようとする教育委員会の自覚的な政策的配慮が働いている。（黒崎〔一九九四b〕八八―九〇）

(2) 藤田英典との論争

藤田は、公立中学校の選択が全面的に認められるようになるなら、いずれは現在の高校と同様の序列化が中学校

でも見られるようになるかと危惧する。藤田によると、理念的には「良い学校と悪い学校との間の選択」と「種類において差異のある学校の間の選択」という区別が可能であるとしても、学校を一元的に序列づけるのは顧客としての親・生徒や世間であり、中学校段階で序列付けが起こらないと言える根拠はないと述べる。(藤田〔一九九六〕七一—七二)

黒崎は、藤田論文が想定している学校選択は、バウチャー制度に代表される「市場原理の導入による学校改革」と単純化される類のものであると反論する。黒崎によれば、藤田の主張は「選択は選択なのだ」ということに尽きるように思われるが、選択をめぐる議論は藤田が予想するよりもさらに多面的で複合的な考察を要する。(黒崎〔一九九七〕三七七—三八〇)

これに対して藤田は再び批判を加える。黒崎は、市場原理と「学校選択の理念」(抑制と均衡の原理)とを区別し、後者による学校改革の可能性を提唱しているが、後者が事実レベルで学校選択の自由を前提するものである以上、それが日本の文脈で具体化される時、市場原理と同じ機能を果たし、中学校の序列化と中学受験競争の拡大をもたらすことになり、結果的に黒崎の提唱する「学校選択の理念」は裏切られることにならないか、というのである。藤田は、黒崎の言う「学校選択の理念」が市場原理とは異質な学校改革の可能性を志向していることを認めないわけではないが、問題にしているのは、その志向が日本の状況において広範に実現する可能性があるかどうかということであり、そしてまた、「学校選択の理念」それ自体の中にその志向の実現を保障するメカニズムが組み込まれているわけではないということである(藤田〔一九九七〕四二二)。藤田によると、市場原理と学校選択理念との違いには原理的なものと機能的なものがありうるが、黒崎の反論は前者に集中している(同前四一七)。また、学校選択理念はどのような社会的規制の装置を組み込んでいるのかという藤田の問いに対して、学校選択理念と市

場原理は違うのだと言うだけでは、十分な答えになっていないとも述べる（同前四三六）。

### 三 考察

以上、黒崎の学校選択論の骨格を示した上で、学校間序列と受験競争という論点に絞って論争を整理してきた。次に、学校選択に関する日本の教育学の先行研究を評価し、筆者の一連の研究の課題と視角を明らかにする。

#### 1 評価

黒崎の学校選択論に対して、佐貫や藤田は、学校選択が学校間の序列化や受験競争の激化を招くと批判した。これに対して、黒崎は、「市場原理」による学校選択と「抑制と均衡の原理」によるものとの区別を強調して反論した。しかし、このような黒崎の反論は、佐貫や藤田の批判に十分に答えるものにはなっていないように思われる。つまり、黒崎は、学校間序列や受験競争を防止するような具体的な制度を提示していないということである。

もちろん、黒崎が一般的に制度に無関心だというわけではない。それどころか、黒崎は、イーストハームにおいて学校の選択という理念の制度化が教育専門家と親との関係の根本的な変更を迫ったことを強調する（黒崎〔一九九四b〕一三三）。また、藤田が「教師の自覚や対応の改善・向上は必ずしも学校選択といった制度的変更を必要としない」と主張するのに対して（藤田〔一九九六〕七五）、黒崎は「教師の自覚と対応を変えるために有効性をもつ制度的枠組みのあり方を究明するところに教育行政学の存在理由がある」とまで言い切っている（黒崎〔一九九七〕三八四）。

しかし、学校選択制度が学校間序列や受験競争を招くのではないかという批判に対しては、「市場原理」と「抑制と均衡の原理」という理念レベルの違いを強調するだけにほぼ終わり、その理念が具体的な制度レベルにどのように反映するのか、これらの問題を防止するためにどのような制度を取り入れるのかということを十分に説明していない。言い換えれば、黒崎は、「教師の自覚と対応を変えるための」「選択可否か」という点については制度（学校選択）の意義を強調するが、（学校間序列と受験競争を防止するための）「いかなる選択か」という問題については、ほとんど理念レベルでの議論にとどまり、制度レベルでは説得的な議論を提示していない。

これらの問題について、黒崎は確かに具体的なレベルでも以下のように反論している。しかし、いずれも十分に説得的なものであるとは言えない。

第一に、黒崎は、佐貫への反論の中で、「抑制と均衡の原理」の導入としての学校選択においては、選択の対象となる学校は一つ一つ増加し、こうしたプロセスは選択が一元的価値の争奪をめぐる競争に転化する危険を最小限のものとすると述べた。しかし、このようなプロセスがなぜ「危険を最小限のものとすること」ということは理論的に説明されていない。例えば、日本で実施が始まった公立の中高一貫教育は、中学校入学の時点での選択の対象となる公立学校を一つ一つ増加させていくが、これに対しても受験競争の低年齢化を招くという問題点が指摘され、入学者を決める際には学力試験を行わないことが提言されている（中央教育審議会〔一九九七〕3／(1)／1・(2)4）。

第二に、上述の箇所に続いて、黒崎は、「抑制と均衡の原理」による学校選択制度においては、そうした危険を避けるための教育委員会の指導性も期待できると述べる。しかし、教育委員会の指導性の下に具体的にどのような制度を取り入れるかということとは述べていない。

第三に、黒崎の提言する日本の公立学校制度の新たな仕組みは、就学指定の弾力化が公立高校のような序列化をもたらずという危惧を意識したものである（黒崎〔一九九七〕四〇四）。しかし、例えば、ミニスクールの目的（イーストハーレムにあるような進学校を認めるか否か）や入学者の決定方法（同じく学力による選抜を認めるか否か）については具体的に述べていない。また、同じように実験的な学校でありながら進学校になっている国立大学教育学部付属校との違いについても、黒崎の提案する実験的な学校は公立学校制度の改革を自覚的な目的とするという点で決定的に異なったものであると述べるにとどまり（同前四〇六―七）、その目的を達成するための具体的な制度については提言していない。

以上のように、学校選択が学校間序列と受験競争を招くのではないかという批判に対して、黒崎は、自らの提唱する「抑制と均衡の原理」による学校選択は「市場原理」によるものとは理念が異なるのでそのような問題は生じないと主張し、これらの問題を防止するための具体的な制度を提示していない。他方、黒崎に対する批判者も、学校選択がこのような問題を生み出すと指摘しながら、それを防止するための具体的な制度を自ら提示するのではなく、学校選択そのものを否定してしまふ。こうして、学校間序列や受験競争を防止するための具体的な制度に関する議論は、学校選択の提唱者と批判者との間で、ほとんど空白のまま残されている。

## 2 筆者の研究の課題と視角

筆者の一連の研究は、イギリス・アメリカ・日本の教育に豊富に存在する学校選択の事例を素材として、学校間序列や受験競争を防止するための方策も含めて、準市場における利用者の選択（自由）の条件を具体的な制度のレベルで論じることを課題としている。

確かに、黒崎が、日本の教育学における学校選択論の一定の状況を踏まえて、学校選択の二つの原理の違いを強調したことに意味があると思われる。つまり、すべての学校選択をフリードマンや自由化論のものと同一視し、選択そのものを否定するという状況においては、それとは別の原理による学校選択の可能性を示すことにも意味があるだろう。しかし、学校選択の原理的な違いについてある程度理解が得られた状況（黒崎（一九九四b）一八五）においては、さまざまな学校選択の共通性にも目を向けて、イーストハーレム以外の豊富な事例を分析し、そこから理論的な示唆を得ることの方が有益であるように思われる。

さまざまな学校選択の共通性とは次のようなことである。黒崎は、「抑制と均衡の原理」による学校選択と「市場原理」によるものを理念レベルで峻別するが、現実の制度や効果のレベルでは、両者の要素が混在している。例えば、「抑制と均衡の原理」による学校選択の事例とされるイーストハーレムにおいても、「競争が学校を改善し、悪い学校を倒産させる」という「市場原理」の要素が存在することが黒崎自身によって示されている（同前一〇二・一〇七・一一九・一六七）。また、かつてカリフォルニア州アラム・ロックで実験的に採用された「規制されたパウチャー」の位置づけも、黒崎自身の中で、「抑制と均衡の原理」（同（一九八九）二八〇、（一九九六）三七・五〇）と（副作用に対するセーフガード付きの）「市場原理」（同（一九九四b）三三三・七三）との間を揺れ動いている。

このように、理念レベルの違いが現実の制度・効果のレベルに必ずしも貫徹しないならば、黒崎の提唱する「抑制と均衡の原理」による学校選択も、例えば学校間序列や受験競争などの問題と全く無縁であるとは言えない。そうだとすれば、イーストハーレムの学校選択を「唯一の成功例」とみなし、他の事例を「多かれ少なかれ問題を抱えて失敗に終わっている」と切り捨ててしまう（同（一九九六）四九一五〇）よりも、後者の豊富な事例を分析し、市場原理の「副作用を除去するための臨床的対応」（同前三七）に関する理論的な示唆を得ることの方が意味がある

ように思われる。

その際に有効だと思われる分析視角は、「潜在的傾向」と「政府の対応策」というものである。<sup>(1)</sup>この視角によると、準市場には、利用者の選択を制約する潜在的な傾向（例、独占、「いいとこ取り」、選択能力の不足）があり、自由放任の準市場ではこれらの傾向がそのまま顕在化する。しかし、政府は、このような傾向の顕在化を抑止するためにさまざまな対応策（例、競争の促進、「いいとこ取り」の防止、選択の支援）をとることができる。準市場の潜在的傾向はある程度共通しているが、政府の対応策によってさまざまな準市場が存在しうる。

このような分析視角は、学校選択の提唱者（黒崎）と批判者のいずれとも異なる第三の視角であり、両者の間に取り残された学校間序列や受験競争の問題を扱うためにも有効であると思われる。まず、黒崎は、準市場（学校選択）に共通する潜在的な傾向を認めず、それを抑止するための対応策を具体的に示さないまま、「抑制と均衡の原理」による学校選択は学校間序列や受験競争などの問題を免れていると想定する。他方、学校選択の批判者は、黒崎の提唱するような学校選択にもこれらの問題が発生しうる（潜在的な傾向がある）ことを指摘するが、それを政府の対応策によって抑止する可能性をほとんど追求せず、選択そのものを性急に否定してしまう。筆者は、準市場に共通する潜在的な傾向を認めた上で（その意味で藤田の主張するように「選択は選択」である）、それを抑止するための政府のさまざまな対応策（技術的有効性と政治的可能性）を分析し、理論化しようとする（その意味で黒崎の言うように「選択は多面的で複合的な考察を要する」）。

注

(1) この視角は、OECDの教育調査革新センターの報告書（CERI [1994]）から示唆を得たものである。

おわりに

本稿では、教育の自由化論争と文部省の政策を分析し、教育の準市場に関するいくつかの構想について考察してきた。最後に、準市場のあり方(いかなる準市場か)に関する三つの構想を比較し、次稿以降との関連を述べる。

自由化論(多様性の容認と選抜の規制緩和)、西尾幹二の主張(選抜の規制による利用者構成の平準化)、文部省の政策(積極的多様化と選抜の誘導)という三つの構想は、表4-1のように整理することができる(主な相違点だけを抜き出した)。三者を比較すると、自由化論と西尾幹二を両極に、文部省をその中間に位置づけることができる。まず、「競争」については、自由化論は規制を緩和して多様性を容認すれば多様な供給者が生まれると主張し、西尾幹二は利用者構成に基づく序列の解消が何よりも重要だと考え、文部省は多様性を容認するだけでなく積極的な対応策によって多様な供給者を生み出そうとする。このような対応策の違いをもたらす一つの要因は、利用者のニーズに関する認識の相違である。自由化論はニーズの多様性と今後の一層の多様化を想定し、西尾幹二はニーズの根強い画一性を強調し、文部省は現在のニーズの画一性を認めながらも今後の

表4-1 準市場のあり方に関する三つの構想

条件	自由化論	西尾幹二	文部省
競争			
平準性	(サービス平準化)	利用者構成平準化	——
多様性	多様性の容認	——	積極的多様化
↳ニーズ	↳多様性、多様化	↳画一性	↳画一性、多様化
資源	選抜の規制緩和	選抜の規制	選抜の誘導



多様化の傾向を指摘する。次に、「資源」については、自由化論が選抜の規制緩和を掲げるのに対して、西尾幹二は利用者構成の平準化のために選抜の規制強化を主張し、文部省は規制の緩和でも強化でもなく誘導によって選抜方法を多様化しようとする。

次稿以降では、上記のような構想とそれらをめぐる論点を念頭に置きながら、イギリス・アメリカ・日本の教育を素材に、準市場の潜在的傾向と政府の対応策を分析する。但し、本稿で挙げたすべての論点を検討するわけではないし、逆に、本稿で挙げた論点だけを検討するわけでもない。なお、日本の教育学の学校選択論には、これらの素材を筆者のような視角から分析した研究は見られなかった。

本稿で引き出した上記の三つの構想は、各国の教育の準市場において次のような形で見ることができると第一に、自由化論は、政府の積極的な対応策をできるだけ縮小するという構想であり、準市場の潜在的傾向に相当する。これは、政府の対応策のない自由放任の準市場で顕在化する。また、多様性の容認はイギリスの国庫補助学校において、選抜の規制緩和は日本の新しいタイプの高校において、それぞれ実施されている。第二に、西尾幹二の主張する選抜の規制（それを通じた利用者構成の平準化）は、イギリスのCTC（都市科学技術中等学校）、アメリカのマグネット学校と制御された選択、日本の総合選抜制で実施されている。第三に、文部省の政策のうち積極的多様化は、イギリスのCTC、アメリカのマグネット学校、日本の新しいタイプの高校で実施されている。しかし、選抜の誘導という対応策は、日本の都道府県レベルでは選抜の規制緩和に姿を変え、また、イギリス・アメリカでは実施されていない。

最後に、それぞれの構想に関するすべての論点をここでは繰り返さないが、主要なものだけを挙げておくと以下の通りである。第一に、自由化論については、自由放任の準市場において利用者の選択が本当に実現するのか、特

に、西尾幹二が指摘したように、「選ぶ側（供給者）の自由が選ばれる側（利用者）の不自由をもたらす」という事態が生じないかということである。第二に、西尾幹二の構想については、選抜の規制という対応策は供給者の自由や一部の利用者の選択を制約するので、特に政治的に困難ではないかということである。第三に、文部省の政策については、これも西尾幹二が指摘していたように、利用者構成に基づく序列を放置したまま積極的多様化を行っても、多様化された供給者が既存の序列の中に位置づけられるだけに終わるのではないかということである。

参考文献

文中では、（ ） または（ ） を用いて、編著者の名字、発表年（ ） または「 」、ページ、の順に示した。資料集等に収録された文書は、部・章・節などを「 / 」で区切って引用箇所を示した。

教育課程審議会（一九八七）「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」、明治図書編（一九八九）、一四〇—一八三頁。

——（一九九八）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」、文部省ホームページ。

教育行政機関と民間教育事業者との連携方策に関する調査研究協力者会議（一九九八）「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について（報告）」、文部省ホームページ。

教育事情研究会編（一九九二）『中央教育審議会答申総覧（増補版）』（ぎょうせい）。

教育政策研究会編著 (一九八七) 『臨教審総覧 上巻』 (第一法規)。

行政改革委員会 (一九九六) 「規制緩和の推進に関する意見 (第2次) ——創意で造る新たな日本」、総理府ホームページ。

黒崎勲 (一九八四) 「教育の『自由化』理念の検討 ——教育の私事性と公共性」、『教育』、第四四三号、五一—八頁。

—— (一九八五) 「教育の自由化論にたいする批判をめぐって」、『教育』、第四五二号、四四—七頁。

—— (一九八九) 『教育と不平等 ——現代アメリカ教育制度研究』 (新曜社)。

—— (一九九二) 「教育権の論理から教育制度の理論へ」、『教育学年報』、1、三五—六二頁。

—— (一九九三) 「学校選択 ——二つの原理」、『教育学年報』、2、五九—八〇頁。

—— (一九九四 a) 「ニューヨーク市における学校改革と親の参加」、平原春好編著 (一九九四)、第六章 II。

—— (一九九四 b) 『学校選択と学校参加 ——アメリカ教育改革の実験に学ぶ』 (東京大学出版会)。

—— (一九九六) 「市場のなかの教育 / 教育のなかの市場」、『教育学年報』、5、二五—五四頁。

—— (一九九七) 「学校選択 II 複合的概念 ——藤田論文に接して再考すること」、『教育学年報』、6、三七七—四〇八頁。

『月刊高校教育』編集部編 (一九九四) 『高校教育基本資料集 ——答申・報告編 (下)』 (学事出版)。

高校改革会議 (一九九二 a) (高等学校教育の改革の推進に関する会議) 「高等学校教育の改革の推進について (第一次報告)」、

『季刊教育法』、第九一号、一一五—二五頁。

—— (一九九二 b) 「高等学校入学者選抜の改善について (中間まとめ)」、『月刊高校教育』、一九九二年一二月号、五八—六九頁。

—— (一九九三 a) 「高等学校入学者選抜の改善について (第三次報告)」、『月刊高校教育』、一九九三年四月号、六〇—七七頁。

—— (一九九三 b) 「高等学校教育の改革の推進について (第四次報告)」、『月刊高校教育』、一九九三年四月号、七七—九六頁。

頁。

児山正史（一九九九）「公共サービスにおける利用者の選択——準市場の分析枠組」、『法政論集』、第一七七号、一八九—二二二頁。

佐貫浩（一九八四）「『教育の自由化』論と教育改革の視点——地域・父母・学校から教育改革への論理とすじ道をどう切り開いていくのか」、『教育』、第四五二号、一二—一九頁。

——（一九八五）「教育の『多様化』と『個性化』を考える——教育改革の視点を探るために」、『教育』、第四四三号、三九—五〇頁。

児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議（一九九六）「いじめ問題に関する総合的な取組について（報告）」、文部省ホームページ。

社会教育審議会（一九七二）「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（答申）」、全日本社会教育連合会編（一九七五）、七—三八頁。

社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議（一九九二）「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について（審議のまとめ）」、『文部広報』、第九〇七号、二—三頁。

生涯学習審議会（一九九二）「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」、『季刊教育法』、第九〇号、一二—三七頁。

——（一九九六）「地域における生涯学習機会の充実方策（答申）」、『文部広報』、第九六三号、四—七頁、第九六四号、五—七頁。

——（一九九八）「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」、『文部省ホームページ』。  
 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議（一九九二）「休日等の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審

議のまとめ）、『文部広報』、第九〇八号、四一五頁。

全日本社会教育連合会編（一九七五）『社会教育に関する答申集 Ⅰ』（全日本社会教育連合会）。

——（一九八四）『社会教育に関する答申集 Ⅱ』（全日本社会教育連合会）。

——（一九九三）『社会教育に関する答申集 V』（全日本社会教育連合会）。

大学審議会（一九九一 a）『大学教育の改善について（答申）』、『季刊教育法』、第八九号、九二一—〇九頁。

——（一九九一 b）『平成五年度以降の高等教育の計画的整備について（答申）』、『文部広報』、第八九四号、三—七頁。

——（一九九三）『大学入試の改善に関する審議のまとめ（報告）』、『大学資料』、第一二一・一二二号、二—三二頁。

——（一九九七）『平成一二年度以降の高等教育の将来構想について（答申）』、『文部省ホームページ』。

——（一九九八）『二一世紀の大学像と今後の改革方策について——競争的環境の中で個性が輝く大学（答申）』、『文部省ホームページ』。

中央教育審議会（一九八一）『生涯教育について（答申）』、『全日本社会教育連合会編（一九八四）』、三七—九三頁。

——（一九八三 a）『教科書の在り方について（答申）』、『教育委員会月報』、第三九五号、一八—二四頁。

——（一九八三 b）（中央教育審議会教育内容等小委員会）『審議経過報告』、『教育委員会月報』、第四〇二号、四〇—六四頁。

——（一九九〇 a）『生涯学習の基盤整備について（答申）』、『全日本社会教育連合会編（一九九三）』、五—二六頁。

——（一九九〇 b）（中央教育審議会学校制度に関する小委員会）『審議経過報告』、『文部広報』、第八八八号、二—一五頁。

——（一九九〇 c）（中央教育審議会生涯学習に関する小委員会）『審議経過報告』、『文部広報』、第八八八号、一—六頁。

——（一九九二）『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）』、『文部広報』、第八九三号、三—一二頁。

——（一九九六）『二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について——子供に『生きる力』と『ゆとり』を（第一次答申）』、『文部広報』、第九六六号、二—一五頁。

『文部広報』、第九六六号、二—一五頁。

——〔一九九七〕「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」、文部省ホームページ。

——〔一九九八a〕「新しい時代を拓く心を育てるために——次世代を育てる心を失う危機（答申）」、文部省ホームページ。

——〔一九九八b〕「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」、文部省ホームページ。

都道府県教育長協議会（一九七八）「高校教育開発研究報告書」、「月刊高校教育」編集部編（一九九四）、一八三—一九六頁。

平原春好編著（一九九四）『学校参加と権利保障——アメリカの教育行財政』（北樹出版）。

藤田英典（一九九六）「教育の市場性／非市場性——公立中高一貫校『学校選択の自由』問題を中心に」、『教育学年報』、5、

五五—九五頁。

——〔一九九七〕『教育における市場主義』批判——黒崎氏の反論に込えて、『教育学年報』、6、四〇九—四五頁。

明治図書編（一九八九）『小学校学習指導要領——全文と改訂の要点…平成元年改訂版』（明治図書）。

文部省（一九九七a）「教育改革プログラム」、文部省ホームページ。

——〔一九九七b〕「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」、文部省ホームページ。

——〔一九九七c〕『公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集』（東洋館出版社）。

臨時教育審議会（一九八六）「第二次答申」、教育政策研究会編著（一九八七）、九〇—二〇九頁。

——〔一九八七a〕「第三次答申」、教育政策研究会編著（一九八七）、二一〇—三〇九頁。

——〔一九八七b〕「第四次答申」、教育政策研究会編著（一九八七）、三二〇—五八頁。

CERI [1994] (Centre for Educational Research and Innovation) *School: a matter of choice* (OECD).